

五 業務上疾病に付随する疾病の認定の考え方

業務上疾病に付随する疾病、すなわち、業務上の原疾患が原因となって発症した疾病（いわゆる続発症）については、おおむね当該原疾患と一体のものとして取り扱われる。この業務上疾病に付随する疾病には次のような疾病があるが、個々の事例において、業務上疾病である原疾患に合併した疾病が業務上疾病に付随する疾病であるか否かについては、医学経験則により業務と相当因果関係があるか否かによって判断すべきものである。

- ① 業務上疾病の経過中又はその進展により当該業務上疾病との関連で発症するもの
- ② 業務上疾病を母地として細菌感染等の外因が加わって発症するもの
- ③ 業務上疾病に有意な高率で合併するもの
- ④ 業務上疾病の治療の際の薬剤による副作用等を原因として発症するもの

しかも、一般人が通常り患するような疾病がたまたま業務上疾病と同時に又は後発して合併しても、その合併症に係る部分については、一般に、業務起因性は認められない。

業務上疾病に付随する疾病は、当該業務上疾病（原疾患）が存在している間に発症することが多いが、原疾患が治癒した後発症することもある。例えば、原疾患である肺炎は治癒したが、続発した膿胸が後になって治療の対象となる場合がある。